

令和 3 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 20 |
-

令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金曜日)

建設環境委員会会議録

令和3年10月15日 金曜日

午前10時00分開議

午前11時43分閉議（実時間97分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第115号・八代市営墓園条例の一部改正について
1. 議案第107号・令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 谷川登君
委員 太田広則君
委員 木村博幸君
委員 谷口徹君
委員 前川祥子君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長 沖田良三君
建設部次長 高木剛生君
住宅課長 早木浩二君
土木課長 竹原彰吾君
下水道総務課長 奥村勝己君

理事兼
下水道建設課長 涌田直美君

市民環境部
理事兼環境課長 武宮学君

○記録担当書記 緒方康仁君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に予算議案の審査に入ります。

議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○建設部長（沖田良三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長、沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号中、建設部所管分であります第7款・土木費につきまして高木次長より説明いたさせますので、御審議方よろしくお願いをいたします。

○建設部次長（高木剛生君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の高木でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○建設部次長（高木剛生君） それでは、お手元の議案第108号・令和3年度八代市一般会

計補正予算書、第7号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を8750万円増額補正し、補正後の額は51億7819万1000円としております。その内訳は、項1・土木管理費を250万円増額、項2・道路橋梁費を2100万円増額、項5・都市計画費を1900万円増額、項6・住宅費を4500万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。15ページをお開きください。15ページ中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費は、補正額250万円を加えて3億2434万9000円としております。補正額の財源内訳につきましては、その他の欄に記載しております、まちづくり交流基金からの繰入金が250万円でございます。補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を250万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております空き家バンク事業でございます。この事業は、空き家の利活用促進を図るため、不要物の撤去及び改修工事等に要する費用の一部を補助するもので、当初予算で計上していた8件に対しまして13件の申請が見込まれるということとなったため、新たに5件分を増額するものでございます。

次に、15ページ一番下の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費は、補正額2100万円を加えて4億3908万1000円としております。補正額の財源内訳につきましては、地方債が2100万円でございます。補正額の内訳は、節10・需用費を2100万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております道路維持事業でございます。この事業は、8月11日から18日にかけての大雨により、坂本町の市道温泉センター線のモルタル吹きつけのり面に空洞や亀裂が発生したため、のり面の修繕に要する需用費を増額補正するものでございます。

次に、16ページ、一番上の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、補正額400万円を加えて16億5283万7000円としております。補正額の財源内訳につきましては、県支出金が400万円でございます。補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を400万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております被災宅地復旧支援事業（豪雨災害）が300万円、被災私道復旧支援事業（豪雨災害）が100万円でございます。これらの事業は、令和2年7月豪雨により被災した宅地や私道の早期復旧と被災者の負担軽減を図るため、復旧に要する費用の一部を補助するもので、今回新たに導入した制度でございます。早期に支援事業が実施できるよう、今回の補正予算において増額するものでございます。

次に、16ページ、一番上の表の2段目を御覧ください。

目4・公園費は、補正額1500万円を加えて2億6758万6000円としております。補正額の財源内訳につきましては、地方債が1500万円でございます。補正額の内訳は、節14・工事請負費を1500万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しておりますグリーンパークさかもと解体事業（豪雨災害）でございます。この事業は、令和2年7月豪雨により被災したグリーンパークさかもと内にあ

るトイレや照明灯など、施設の解体に要する費用を増額補正するものでございます。

次に、16ページ中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費は、補正額4500万円を加えて3億6627万2000円としております。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1231万4000円、地方債が3260万円でございます。補正額の内訳は、節14・工事請負費を4500万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております、坂本駅前団地解体事業（豪雨災害）でございます。この事業は、令和2年7月豪雨により被災した坂本駅前の市営住宅の解体に要する費用を増額補正するものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を御覧ください。

めくっていただきまして、1ページに、空き家バンク事業の仕組みや補助金制度の概要を示しております。また、空き家バンクへの登録を促進するため、2ページに添付しているチラシを5月の固定資産税納税通知書に同封し、制度の周知を図っております。

3ページ、A3判の位置図を御覧ください。

青色で示しているのが道路維持事業、緑色がグリーンパークさかもと解体事業（豪雨災害）、紫色が坂本駅前団地解体事業（豪雨災害）で、それぞれの位置と状況写真を添付しております。

4ページに、被災宅地復旧支援事業（豪雨災害）と被災私道復旧支援事業（豪雨災害）の制度の概要を示しております。なお、この制度は、資料の一番下に示しておりますように、令和2年7月豪雨により被災した宅地または私道で、既に工事が完了しているものを含めて補助の対象としております。

以上、議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終

わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（木村博幸君） 先ほどの説明の中、図のほうから推測して、坂本駅前団地被災状況ですけど、全体像が見えなくて、これ、何棟ぐらい被災したのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○住宅課長（早木浩二君） おはようございます。住宅課、早木でございます。よろしくお願いたします。

令和2年7月豪雨によりですね、被害を受けました坂本駅前団地でございますけれども、これは平成2年に3棟6戸、それから平成12年に2棟4戸整備をされた木造2階建ての構造の団地でございますが、この全ての、5棟10戸全ての建築物、構造物がですね、被災をしたということで、1階部分が全て浸水をして全壊の判定、それから、住宅全体に占める損害の割合が50%以上に達している滅失の状態であると判定されたものでございます。

以上でございます。（委員木村博幸君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 次長からの御説明、本当に丁寧な御説明ありがとうございます。そしてまた今回、県からの出向で沖田部長を補佐されるという形の中で、八代の建設部の充実を図っていただく、その試みはですね、皆さん方の御協力をいただき、そしてまた努力をさせていただきたいと思いますが、今回の補正について、ちらっと見た、単純な私の質問だというふうに聞いてください。単純な質問ですよ。

15ページを見てください。歳出の中での土木の15ページの下段であります。款の土木から項の道路橋梁費までのこの文字をしっかりと見ていただければと思います。

その中で、目の道路維持費からですね、それから特定財源の地方債、そしてまた、節の区分の需用費等々についてですね、これについて、少し私が今までの勉強をした中でですね、この需用の区分の需用を需用費で、この維持費の2100万という数字をですね、出されておる。需用費の役割、需用費の区分というんですか、そこら辺の区分けといいますかね、そこら辺り、私も素人で、もう需用という、ほとんど事業する中のいろんな光熱費やいろんな部分の部品とかそういう修繕とか、そういうふうに私は理解をして今まで議会活動をやってきたんですけども、今回は、需用費で区分の中に計上してあるものですから、需用費が2100万というなら、その内訳はどのような需用費の内訳をされておるのかなというのが1点ですね。

はっきり言ってから、歳入から考えて、これも市債100%であるわけですね。もう市債というのは、歳入不足をするから、補うために、はっきり言ってから、借入れをする。不足分を借入れをする。その中で、歳出で見ると、こういういろんな事業と災害等々ですね、それについて歳出をするということになるわけですね。

こういうことを考えた中で、市債の中で、地方債の一つであるこの市債でこの区分をされて、今までずっと見た中では、需用費というのは大体その事業の何分の1かなという、そういうような感覚を持っておったものですから、結論から言えば、需用費の2100万の内訳、そしてまた、需用費という区分したのがどういう意味で区分したのかということをお教えください。

○土木課長（竹原彰吾君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課の竹原でございます。

委員お尋ねのですね、この土木のほうで、なぜ需用費でやっているのか、その内訳というこ

とでお尋ねがありました。その点についてお伝えをいたします。

今回ですね、需用費でしたといいますのが、のり面をですね、今、モルタルの吹きつけになっております。今回、モルタルの吹きつけにひび割れや空洞が出たということで、現況に戻すという形で、今回、先ほど言われた内訳といいますのは、今の吹きつけをですね、全部取り壊して、もう1回吹きつけをやり直すということでございます。

なぜ需用費でやっているかといいますと、修繕といいますのは、新築当初のですね、水準まで回復するのが修繕でございます。あと、普通、工事とかはですね、改修工事、こちらは性能を改善し、グレードアップする。これが改修となりまして、今回は新築当初の水準まで回復することありますものですから、あくまでも修繕ということで見ております。

需用費の中の修繕費ということで、今回は2100万円計上させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（山本幸廣君） 修繕というのは、それ、需用費の修繕というのは、目的が違うと思うんですよね。俺の感覚ですよ、これは。自動車の修繕とか、もう一般関係の修繕ですよ。それか、光熱費等に区分されておると思うんですよね。私の理解の中では、今の説明では納得できないような説明の仕方。

ならば、特に款のところの、例えばですよ、項のところの道路の橋梁費から、その中で区分をする中で、特定の地方債というのは、これはもう地方債は市債の一つですから、それについて私は何もいうことはありません。ただ、区分について、はっきり言って需用費を、この需用費の意味、内容等についてですね、執行部の今の答弁というのは私はちょっとおかしいと思う。

なぜ言いますかということ、それは需用費のと

ころですね、しっかり勉強してくださいよ。食糧費とかですね、一般食糧費もありますよね。光熱費もあります。修繕といったら、これ、自動車の修繕等々というふうな形の中で需用費で計上するというのが普通なんです。

道路橋梁で、道路維持事業として新しく新規の事業をするわけですから、その事業に関していろんな管理費とか光熱費とか、そういうものの需用費なら私は理解しますけどもですね、そもそも行政用語で、行政で今までそういうことをやってきておられたということならばですね、担当部が。それは俺、間違いだと思ふよ。だから、一般会計の予算書をずっと見てください。需用費で何千万って上がってるところほとんどないと思いますよ。需用費で。需用費の区分の中でですね、処置をするというのは。

普通なら、災害復旧債、災害復旧費。これがですね、なぜかといいますと、この資料を見て、先ほど来、木村さんが質問されたように、こののり面というのは、私も場所は分からないと思って今日見たんですけども、こののり面については早急にせないかん。この事業費の需用費でしょう。となれば、災害復旧でなぜ区分しなかったのかというのとですよ、橋梁費で何でしたのかと。何で災害復旧にしなかったのかという1点と、それと区分したあれで、需用費で直接、需用費2100万で道路維持事業という形の中でやったという。

この辺りについてはですね、やっぱある程度……、今回はもうしようがないと思います。私の言うほうが正しいかどうか分かりませんよ。それはもう執行部には問いはしませんけども、もし部長あたりからですね、山本委員のその発言については、こうこうですよということですね、言っていただければ、それは理解をするわけですけども。

私としては、この需用費の二千何百万って、災害事業費関係で3億とか4億なんていうのは

需要費がですね、やっぱ3000万とか4000万というのは聞きますよ。こういうのは。だけど、2100万のその事業をするのに需用費が2100万で計上したというのは、私はここら辺りの区分の仕方というのは考えたほうがいいんじゃないかなというふうに、ふと思いました。

そこら辺りは部長も経験しておられると思いますんでから、ここら辺りについては、御検討じゃないですけども、この区分の仕方でいいのかな、区分けの仕方でいいのかなということなんです。

なぜかといいますと、これ市債なもんだけんでから。どうしても市債の中でしか、うちは今、歳入は金がないもんですから、市債というのは、もうはっきり言うてから債権とちょっと変わらんわけですよ。借金ですから。

ですので、私があえて言うのはですね、そこら辺りの区分をしっかりとした中で、じゃあ、もしですよ、国が会計検査のほうで監査をしますよ。この項目でいいですよって私は言われるというふうに感じる。言われなかった場合にはどうするかということになるわけですね。

借り入れるところも、いい起債で借入れをする。このような状況だったら、橋梁費でもないし、私は災害復旧費で対応するのが一番いいんじゃないかと。災害復旧費で対応して、区分のところについてはですよ、工事請負費という中で区分したほうが明快で、国に対しても説明できるんじゃないかと思うんです。これ、いかがですかね、部長。

○建設部長（沖田良三君） 今回のこの温泉センター線につきましては、以前から少し老朽化のほうは進行しているような状況があったんですが、実際のところ、災害復旧に係る分につきましては、降雨量、あるいは被災の原因Bあたりが災害復旧事業の対象として、通常、災害復旧費で上げるわけですが、ここにつき

ましては、現状から見ますと、まだ崩落まで至っていないと。クラックのほうが少し大きくなりつつあると。

今後、被災をするであろうということで、今回予算を計上しましたのは、通常の道路であったり排水であったりの通常の維持管理事業の中で、修繕料つちゅうのは、委員おっしゃるように、少額なやつを通常組みますよね。少額なやつの維持補修等を需用費の修繕料で予算を組むわけですが、今回、災害復旧に当たらないという中で、その未然防止という対策を取るということは、通常の維持管理の部門だろうということで、今回、維持事業の修繕料ということで、少し金額は高額ではございますけれども、上げたところでございます。

それと、それに伴います起債でございますけれども、通常であるならば災害復旧債というのを充てるわけですが、今回はその未然防止ということで、幸いにして優位な起債がございましたものですから、それを充てて、通常の維持管理の範疇の中で補修等を行いたいということで、財務部とも協議した上で、この予算で組ませていただいたというところでございます。

○委員（山本幸廣君） 部長が言われたのも理解をします。これはもうやり方だと思んですけども、今、修繕というのは、この需用費の中の修繕とは意味が違うんですよ。ここら辺りをやっぱ少しですね、考えていただければ。

公認会計士がどういうふうな、国のほうで監査のときにどうやるか分かりませんが、私が見た目では、やっぱり2000万という高額な需用費をですね、需用費の修繕費というのは、これ、ほとんどは現場に行ってから自動車が故障したと。そして、あとははっきり言って光熱費、それは事務所を（聴取不能）せないかん。そういうのを含んだ中での予算を計上するというのが、需用費の中身としては、それが一番、私は適当だと思っておりますよ。

今回については、今、部長が言われたような修繕というのはですね、やっぱ私はその災害復旧費とか、災害ですもんね、はっきり言って。8月の豪雨災害と。のり面が崩れたということですから。そういうことを考えれば……、まあ、理解はしますよ、理解は。

ただ、こういうふうな計上というのの仕方を、今からこれをやっていくなればですよ、これが2億1000万とか、桁が違ってきたらどうなりますかということになるわけでしょう。それは、国がもう必ず監査入ったときに、じゃあ、これでいいですよと私は言われたいような気がしてしならないんですよ。

だけん、財務部はそれでよかですよと決めたかしれんですけども、建設部としては、もう絶対それは土木債なり、そしてまた災害復旧債のほうがいいわけですよ。もうはっきり言ってからですね。そういうことで災害復旧債でしていただければよかったんじゃないかなという。この需用費の中身についても、少し担当部として、後から個人的にもお伺いしますからですね、聞かせていただきたいと思えます。

私としては、この区分の仕方というのは、やっぱしもう少し考えたほうがいいんじゃないかなということなんです。この需用費の問題ですね。

これは工事請負費としてはいいんですよ、大体。と思えます、はい。

○委員長（上村哲三君） ただいまのは意見として捉えてよろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 意見じゃなくしてから、そうしたら、部長からの答弁があれば答弁してください。

○建設部長（沖田良三君） その都度ですね、毎年のように、災害復旧等の作業、多数発生をしておりますが、補助の対象になる、ならない部分もございますので、その辺を踏まえながらですね、修繕料で組むのか工事請負費で組むのか、その都度、的確に判断をしていきたいとい

うふうに思います。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 今ののり面のところの
ですね、金額の話ではなくて、ちょっと工事の、
そもそもこの吹きつけはいつ頃されて、どのぐ
らいもったのかというのが非常に気になるんで
すけども、そこは分かるのかな。分かりますか。
いつ頃工事されたかというのは。

○土木課長（竹原彰吾君） 今、委員お尋ねの、
こののり面がいつ頃施工されたということなん
ですが、今、資料的にちょっと持ち合わせてお
りませんので、後ほどお答えさせていただいて
よろしいでしょうか。

○委員（太田広則君） はい、後でいいです。
修繕ということでね、結局、この上のがクラッ
クでしょう、この写真は。（土木課長竹原彰吾
君「はい」と呼ぶ）ここの部分を、施工的に行
くと、ここを全部削り落として、もう1回吹き
つけをするという形になりますよね。

だから、それが今度は逆にどのぐらいもつ
かなという話になってくるわけですよ。同じよ
うな施工したら、同じしこ、多分もたないんだ
ろうなと思うもんだから。全然違う吹きつけを
やりますんですよとかというじゃないのかな
と思って、その辺も含めて。

要はせっかく施工するんだったら、もって
もらいたくなって逆に思うわけですね、という余
残な費用もかからないわけですから。その辺が
ちょっと気になったので質問をしました。後で
教えてください。（土木課長竹原彰吾君「はい」
と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） ページはもう言いま
せんけども、今回の予算で、4か所ぐらいがグ
リーンパークさかもとから、それから住宅関係
の解体事業が予算計上されております。

昨日も一般質問ばされておられた方々がおら

れて、その中で不落があったということの中で、
不落の中で、建設業協会にお願いをし、そして
また、それについては順調に今後進んでいく
だろうということでもありますので、この事業に
ついては不落が入札でないようなですね、やっぱ
り担当部として、契約検査課も、契約検査課は
今日来とるかな。そういう中でですね、もう先
立って建設業界のメンバーの方々に、常にお願
いをしておられると思うんですが、不落のない
ようにするということがですね、大事だと思う
んですよ。

そら、遊んどる業者がおるかもしれない。そ
こ辺りのチェックというのは、建設業協会が
するかもしれませんが。その都度会って、やっぱ
し協会は協会としての考えがあるし、行政は行政
としての考えがあるわけですね。その中でも、
ぜひともですね、こういうのが不落があつて不
落があつて、じゃあもう最終的には随意契約で
していっちょけと、こういう形になっていく。
じゃあ、随意契約、随意契約していっちょけと。
こうなった場合には、契約のところが意味がな
いんですよ。やっぱこれはもう、1つの基準の
中でのとっていかないかんわけですけどん
でから。

だから、担当部としてもですね、ぜひとも、
もう日頃から努力されていると思いますけども、
不落があつちやいかんということだけは頭に入
れとっていただければなと思います。

これだけの事業をしますけん、大変担当部は
苦労だと思いますよ。その苦労にはですね、物
すごく私たちも感謝しますが、私は。そうい
う中で、まずは安全性を持って見ていただければ
なと思いますが、いかがでしょうかね。

私も意見でよかったんですけども、部長、沖
田部長にお伺いします。

○委員長（上村哲三君） 山本委員、今、不落
と言われるけど、不調でしょう。

○委員（山本幸廣君） 不調たい。

○委員長（上村哲三君） 不調。

○委員（山本幸廣君） 不調です。

○委員長（上村哲三君） ずっと不落って言われよりもすんで。一応不調ということでもよろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 不調も不落も。

○建設部長（沖田良三君） おっしゃるとおりに、最近、入札に関しましては、不調、不落、まあ不調。（委員山本幸廣君「不調、不落だよ」と呼ぶ）多数といいますか、出てきております。

そういう中で、建設部としましては、今、建設業協会と毎月意見交換を行いながら、配置できる技術者の数とかですね、その辺の情報を共有しながら、それを契約検査課あたりの指名に反映してもらっています。

それと、さらには契約検査課のほうでも、今、指名制度につきまして見直しを行っていただいたという経緯もございますが、なかなかそれは改善はしたものの、実情としては、まだ不調、不落等も続いているような状況はあります。

ただ、こういった情報を意見交換をしながら進めるというのが今一番大事で、できることなのかなというふうに思っておりますので、そこらはまた引き続き進めながら、例えば空いとる業者さんがいらっしゃるならば、そういう方をとというようなところも含めてですね、市役所全体で、そういうのは取組を今行っておりますので、御理解をいただければというふうには思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） 目2の建築維持費の空き家バンク事業に関してですが、まちづくり交流基金を活用してということですが、これはもう毎回交流基金を活用して、この事業を行っていらっしゃるんですかということをお尋ねいたします。

○住宅課長（早木浩二君） 財源についての御

質問だと思いますけども、当初でもですね、まちづくり交流基金を繰り入れてございます。当初予算のですね、令和3年度の当初予算の内訳は400万でございましたが、財源といたしまして、まちづくり交流基金繰入金で400万ということでございます。

今回も同じようにですね、まちづくり交流基金を繰り入れているということでございます。250万ですね。よろしくお願ひいたします。

○委員（前川祥子君） 大変いい試み、この交流基金は別として、この空き家バンクに関してはですね、いい試みだと思います。

今回は8件を予定をしておいたら13件、5件増えたということで追加という提案ですが、そもそものこの空き家バンクの登録をしたいという方ですね、増加はありますか。空き家バンクに登録したいという数が年々増加しておりますか。

○住宅課長（早木浩二君） 空き家バンクのですね、実績ということでお話ししてもよろしいでしょうか。（委員前川祥子君「はい」と呼ぶ）

これはですね、開始から6年目をですね、迎えておりまして、初年度となりました平成28年度は24件の空き家についての相談件数がございましたけれども、令和3年、本年度9月末のですね、「令和、令和3年ですね」と呼ぶ者あり）10月……。 （「令和」と呼ぶ者あり）すいません、令和3年ですね。令和3年9月末現在での相談件数は累計で438件となりました。これまでの申請件数はですね、142件。そのうち登録してある件数が89件。成約につながったものは、賃貸借ですね、貸し借りの分、これが5件。それから売買、いわゆる購入をされたもの、これについては56件、合わせて61件でございます。

このうちですね、市外から移住された分は7件でございます、こちらについてもですね、年々登録件数、利用者件数とも増加傾向という

ことになっております。

以上です。

○委員（前川祥子君） 今一度確認ですが、平成28年に24件の、これは申請登録、申請があつて登録を受けたものですかね。

○住宅課長（早木浩二君） 24件は相談件数でございます。相談件数があつたものが24件という形になります。

○委員（前川祥子君） そうすると、令和3年9月現在では438件という数字は、これは相談件数。登録件数じゃないですね。相談件数ということで、今現在89件が登録してあると。それで、そのうち買手とか借手の成約が整つたのが5件。（委員太田広則君「5件は賃貸」と呼ぶ）5件は賃貸。そうすると、賃貸。それと56件が（委員太田広則君「売買」と呼ぶ）売買。今現在、成約件数が61件と。増加傾向にあるということは認識いたしました。

じゃあ、もう一つですけど、この買手のこの物件がどの辺、どの地域に分かりますか。どの地域辺りが多いというのは。大体でいいです。

○住宅課長（早木浩二君） 旧八代市内がですね、大体7割ぐらいを占めるかと思えます。あと鏡地区、それから千丁地区ですね。千丁町。そういうところが増えてきております。特に旧八代市の分でもですね、日奈久とか二見とかそういうところ、それからいわゆる川南の植柳、高田辺りが増えてるとというような印象を持っています。

すいません。数については手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

○委員（前川祥子君） すいません。もう一つですね、申請してある件数のうち、そういうその中心市街地の外側というか、のほうが多いようなふうに認識しましたが、申請者は……。中心地は、一応あることはあるんですか、中心市街地。

○住宅課長（早木浩二君） 相談をされるです

ね、大体の累計といいますか、事例からいいまして、例えば、所有者の方が御高齢でお亡くなりになられた。それを引き継がれてきた方、あるいは所有権が移られた方の中です、その方もまた亡くなられて、親戚というんですか、そういう方々が、どうしたらいいか分からないというようなですね、案件が非常に多かったです。

割とですね、中心市街地でもですね、そういう事例が現在は増えてきているという印象がございます。（委員前川祥子君「はい、分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 15ページです、同じく道路維持費のところ、補正前の額が4億1000万ぐらい、補正前ありまして、今回2400万で4億3000万。

今の維持費の問題で、先般も前川議員だったかな、一般質問された中で、農道の整備、農道等々の凸凹関係等々で肉づけをしたり、大変傷んだる道路を、たくさん市道、道路があるというような一般質問されておられました記憶が、今日も走馬灯のように浮かんできたんですけども。

そういう中でですね、道路の維持費の今の進捗率といいますか、予算の進捗率はどれぐらいですか。ちょっと聞かしてください。

○土木課長（竹原彰吾君） 土木課の竹原でございます。

ただいまですね、委員のほうから予算の執行率ということでお話がありました。道路維持事業ということでいきますと……。すいません。道路維持事業でいきますと、前年度の繰越しと今年度の当初予算を合わせまして、予算的にですね、4億1200万円程度でございます。そのうち、現在のですね、執行率でございますけれども、3億2500万円程度、大体78.8%、今年の方はですね、執行しているということ。

これはあくまでも工事請負費でございます。道路維持事業の工事請負費が78.8%を使っているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。約80%執行ということで、これからちょうど12月、正月前になりますと、やはり道路の整備というのは、特に修繕等々出てくると思いません。

その中で、今回の補正を見る中でですね、これから12月の補正までにこの執行が100%なったときに、あと残された期間の中で、いろんな校区要望等々が来ていると思うんですね。校区の要望等についても、もう二十何%、何%ぐらいかな、ほとんどできてないという状況で、維持費の予算の確保というのはしていただきたいというのは、私は再三お願いをしてきました。財務部にも。それでほとんど変わらない。

そういう状況の中で、決算が私たちは今から来ます。この決算の中でですね、私たち議会議員は、次年度の予算にどう反映するかということなんです。これをしっかりですね、担当部と一緒にってから次年度の予算要求をするということでありますので、私は今日のこの予算書を見ながらですね、道路の維持費、これがいつもほとんど4億関係。この4億関係の維持費でどうやって校区要望の達成率を竣工していくのかなということ危惧をしておるわけですので、ぜひとも沖田部長を中心としてですね、特に財務部にはですね、事情、事情等を説明しながら、現場を財務部には見ていただきたいと。

そういう中でも、やっぱ補正でもなかなか今回は災害の復旧でしか補正組まれなかったと。だけでも、やはり災害、8月の豪雨のときにもですね、いろんなところが道路はもう凹凸があったり、ほげておったり、これで人身事故でも起きたら大変なことになるわけですよ。何か所もあっております。

そういうことを見ながらですね、今回の選挙期間中もですね、もう本当見てきました。そういうことを考えながら、この維持費についてはですね、このように緊急の中でのやっぱ補正を組まれてから、のり面の工事をされる。これはもう的確なですね、その現場を見られて対応されたということで評価はいたします。

その中で、道路維持事業についてもですね、私、予算の獲得等についてはぜひともやっていただきたい。強く強く要望しておきます。お願いをしておきますので、よろしくお願ひしときます。要望ですからね。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願ひします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたらお願ひします。

○委員（前川祥子君） 空き家バンクの登録の件ですが、増加傾向にあると。大変いい話だなと思っております。

ただですね、空き家でもいろいろありまして、もう住めないような空き家もどんどん増えておりますですよ。それが危険な空き家というような、地域においてはそういうふうに使われているところも結構多いんですよ。それをいかに撤去できるような状況に持っていかと、そこが一番これからの難しいところではないかなと思っております。

そうなると、地権者というか、その建物の物件の所有者ですね、のところをどんどん先のほうまで調べ上げていかなければならないという、そういった多くの労が出てくると思っておりますので、でも、そこはですね、例えば県道沿いの空き家とか、それから、その物件が危ないとか危険な物件だというようなことになると、最終的にはそれを撤去できなかつたら、その物件

者の責任になるんじゃないかと思っていれば、災害だったら、それがそうではないというようなこともありますので、そういった責任に対する、どこがそれを対応するのかということも今後はやっぱりしっかり考えていかなければならないと思いますので、空き家バンクということに関してのみならず、空き家の対応ということも今後考えていただきたいなというふうに思っております。意見です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時46分 小会）

（午前10時50分 本会）

◎議案第115号・八代市営墓園条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第115号・八代市営墓園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境課の武宮でございます。

議案第115号・八代市営墓園条例の一部改正について説明させていただきます。着座にて、失礼いたして、説明させていただきます。

議案書は、一番最後のですね、17ページと

18ページになりますが、前もって事前に配付しております新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 今、お手元にごございます新旧対照表には、八代市営墓園条例の別表を抜粋をしております。右側が現行、左側が改正案でございます。

別表の中には、市が所有、管理しております3か所の市営墓園の名称、位置、いわゆる墓園の所在地でございますが、それと使用料、それと管理料を掲載をしております。

今回改正をいたしますのは、アンダーラインが入っております八代市鏡墓地公苑の位置でございます。地籍調査によりまして合筆されたことにより、八代市鏡町下村1407番地から八代市鏡町下村1377番地2に地番が変更になりましたことから、八代市鏡町墓地公苑の位置を修正するため、条例を改正するものでございます。

なお、改正後の条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいまの分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（山本幸廣君） 鏡町の下村の場所はどこにあるのかな。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 八代市鏡町墓地公苑の位置のお尋ねだと思いますが、県道がございますけれども、県道のですね……。どの辺と言えいいでしょう。動物病院は何て言うんですかね。（「たくみ」と呼ぶ者あり）たくみ動物病院、御存じでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 前の鏡の……。〔消防署のそばだろう〕と（理事兼環

境課長武宮学君「はい」と呼ぶ)

前の消防署から(理事兼環境課長武宮学君「ですね」と呼ぶ)農事研修センターのほうに行くところの公園の、公園というか、どっか施設の中に入っったあの墓地ですか。

○理事兼環境課長(武宮 学君) 私、そこまで存じませんが。県道沿いのはですね、たくみ動物病院がございすその左側に墓園の区画がございす。

○委員(山本幸廣君) 面積はどれぐらいですか。面積が書いてないですけど。

○理事兼環境課長(武宮 学君) 面積まではですね、把握をしておりますが、区画数として170区画ほどございす。(委員山本幸廣君「170区画な。結構です」と呼ぶ)

○委員長(上村哲三君) いいですか。はい。ほかにありませんか。

○委員(太田広則君) 地籍調査が入って番地が変わったのは理解いたします。ほかのところも地籍調査が入って変わる可能性ありますか。

○理事兼環境課長(武宮 学君) 地籍調査の担当所管部所に確認したところございすけれども、近々、一番下に記載してあります、八代市東陽墓地公苑と記載してありますが、そこがもう近々に地籍調査に入るといふようなことを教えていただきまして、また、地籍調査で地番が確定した際には、改めて条例改正をお願いしたいというふうに思っております。(委員太田広則君「はい、分かりました」と呼ぶ)

○委員長(上村哲三君) よろしいですか。

○委員(太田広則君) はい。

○委員長(上村哲三君) ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより

採決いたします。

議案第115号・八代市営墓園条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時56分 小会)

(午前10時58分 本会)

◎議案第107号・令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

議案第107号・令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(奥村勝己君) こんにちは。下水道総務課の奥村でございます。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○下水道総務課長(奥村勝己君) 議案第107号・令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の令和2年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次でございます。

当該決算書は、大きく決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書の4つの項目で構成されていますが、初めに、事業報告書の概況から御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございますが、本市の下水道事業は、昭和56年度の供用開始以来、今日まで、公共用水域の水質と保全、浸水被害の

防止など、快適で安全な生活環境の向上に寄与しているところでございます。

令和2年度末の排水人口は6万1025人、排水面積は1778ヘクタール、年間の総処理水量は704万5946立米、有収水量は575万7887立米で、総処理水量に対する有収水量の割合であります有収率は81.7%でございます。

今後有収率向上のための不明水対策や、水洗化率向上のための未接続世帯への戸別訪問を継続して行うとともに、八代市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としましては、八代・八代東部処理区では、宮地校区、八千把校区、麦島校区及び太田郷校区など、千丁処理区では、古閑出地区及び西牟田上地区など、鏡処理区では、両出地区及び宝出地区などにおきまして、それぞれ管渠施設工事を施行し、合わせて4.92キロメートルの整備を行っております。

また、古閑排水区の田中西町周辺におきましては、浸水被害軽減を図るため、平成30年度から北部中央公園地下の雨水調整池の工事や八千把地区土地区画整理事業地内の雨水幹線工事を行っております。

さらに、ポンプ場施設整備事業としましては、新開町にあります中央ポンプ場の改築に伴う第4期目の工事に着手しており、加えて、水処理センター4池目増設工事及びストックマネジメント計画に基づきます管更生工事やマンホールポンプの改築工事も実施しております。

なお、管渠施設整備事業のうち9億7649万9393円が、ポンプ場施設整備事業のうち3億1849万5000円が、水処理センター施設整備事業のうち8800万円がそれぞれ年度内に完了できず、令和3年度へ繰越しを行っております。これは主に、国の3次補正予算に

伴う3月補正分と関係機関との協議に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

下水道事業につきましては、八代市汚水適正処理構想に基づき、計画的に下水道の整備を進め、普及率の向上を図ってまいります。

次に、経営状況についてでございますが、これは後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、20ページは議会議決事項及び職員に関する事項、次の21ページから26ページまでは工事関係で、税込み200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万円以上の保存工事の概況などについてそれぞれ記載いたしておりますが、個別の説明は割愛させていただきます。

27ページをお願いします。

業務量でございます。表の中ほどの行政区内人口12万4895人に対して処理区域内人口は5万9894人でございますので、普及率は48.0%。また、処理区域内人口に対して水洗化人口は5万1446人でございますので、水洗化率は85.9%でございます。

また、整備面積は1744.9ヘクタールで23.3ヘクタール増加しましたが、植柳新町1丁目などの事業認可区域の追加に伴い、事業認可区域面積も29.0ヘクタール増加し、2128.1ヘクタールとなりましたので、整備率に増減はなく、昨年同様、82.0%でございます。

おめくりいただきまして、28ページの事業収入に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

28ページ下段の、参考、現年分下水道使用料に係る調定及び収入でございますが、税込みで調定額は11億8560万9000円、収入済額は10億6804万5457円、未収額は1億1756万3543円、徴収率は0.38ポイント増加し、90.08%でございます。

これらは、いずれも決算時点である3月31日現在の数値でございますので、令和3年度になって納付される3月分の下水道使用料の口座振替分や自主納付分がほとんど反映されていないところでの数値でございます。

なお、参考までに申し上げますと、5月末までの納付額を反映させた場合の徴収率は98.05%でございます。

次のページの事業費に関する事項につきましても、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりいただきまして、30ページから32ページは会計でございますが、税込み1000万以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきましては記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。

33ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。

前年度末の企業債の残高は230億347万7804円でございます。令和2年度は、地方公共団体金融機構から12億6220万円、熊本中央信用金庫から4億920万円、合わせて16億7140万円を借り入れる一方、地方公共団体金融機構、財務省、かんぽ生命保険、肥後銀行、八代地域農業協同組合、熊本中央信用金庫及び長崎銀行へ、合わせて18億3978万3132円を償還いたしておりますので、令和2年度末の企業債の残高は前年度末より1億6838万3132円減少し、228億3509万4672円となっております。

おめくりいただきまして、34ページのその他には、一般会計繰入金などの用途、充当先を記載しており、消費税申告の際に必要なものがございますが、個別の説明は割愛させていただきます。

申し訳ございませんが、お戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。

令和2年度八代市下水道事業決算報告書でござ

います。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入支出である収益的収支と資産、負債及び資本の増減に関する取引に伴う収入・支出である資本的収支の二本立ての予算・決算になっております。

なお、決算の内容につきましては、お手元に配付させていただいておりますA3の1枚物の資料で説明させていただきます。

この資料につきましては、1000円単位で端数を整理して作成しておりますとともに、収益的収支につきましては、経営成績を表します損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成いたしておりますことを御理解願います。

まず、左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は、13億5019万3000円でございます。内訳は、目1・下水道使用料10億7931万5000円、目2・雨水処理負担金2億6936万4000円、目3・その他の営業収益151万4000円は、督促手数料136万6000円及び排水設備指定工事店証交付手数料14万8000円などでございます。

項2・営業外収益は18億4486万8000円でございます。内訳の目2・他会計負担金6億8380万7000円は、水洗便所の普及等に要する経費、児童手当に要する経費及び汚水処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入11億5655万2000円は、償却資産を整備、取得した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って収益化したものでございます。

目4・雑収益185万4000円は、不用品売却収益119万4000円及び下水道使用料延滞金52万6000円などでございます。

目5・国庫補助金265万5000円は、排水設備工事費助成金に対する国庫補助金でござ

います。

以上、収入合計は31億9508万5000円でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は24億5251万9000円でございます。

内訳の目1・管渠費3597万1000円は、管渠施設の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、マンホールポンプ修繕、下水道台帳作成業務委託、マンホールポンプの動力費などでございます。

目2・ポンプ場費7253万3000円は、各ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、ポンプ場の施設修繕、保守点検業務委託、動力費などでございます。

目3・水処理センター費3億2159万9000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。その主なものは、一般職5名分の人件費、水処理センター運転業務委託費及び汚泥処理業務委託費などでございます。

目4・流域下水道管理費1億2632万2000円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億5020万7000円は、業務全般に関する費用でございます。その主なものは、一般職14名分の人件費、検針、徴収及び水洗化業務委託料、排水設備工事費助成金などでございます。

目6は減価償却費で、17億4572万3000円でございます。

項2・営業外費用は3億4313万7000円でございます。内訳は、目1・支払利息3億3207万2000円及び目2・雑支出1106万5000円でございます。

項3・特別損失は55万2000円でございます。内訳は、目2・過年度損益修正損55万2000円でございます。

以上、支出合計は27億9620万8000

円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支では、3億9887万7000円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の収入でございますが、項1・企業債は16億7140万円でございます。

項2・補助金は12億8946万6000円でございます。内訳は、目1・国庫補助金10億4242万9000円、目2・他会計補助金2億4703万7000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金は4768万7000円でございます。

項4・負担金は1億7039万3000円でございます。内訳は、他会計負担金1億7039万3000円でございます。

以上、収入合計は31億7894万6000円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費は24億1000万2000円でございます。内訳は、目1・管渠施設整備費17億6062万2000円、目2・ポンプ場施設整備費2億53万6000円、目3・水処理センター施設整備費4億2817万円、目4・流域下水道建設費1630万6000円、目5・営業設備費436万8000円でございます。

項2・企業債償還金は18億3978万3000円でございます。

以上、支出合計は42億4978万5000円でございます。

下の欄外に記載しておりますが、資本的収支は10億7083万9000円が不足しますが、これは、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9463万3000円、過年度分損益勘定留保資金2604万3000円、当年度分損益勘定留保資金4億7412万4000円及び減債積立金4億7603万9000円で補填しております。

次に、決算書に戻っていただきまして、7ペ

ページをお願いします。財務諸表でございます。

おめくりいただきまして、9ページ、10ページは損益計算書でございます。

10ページの下から4行目の当年度純利益でございますが、前年度より7716万1756円減少し、3億9887万7226円でございます。純利益が前年度より減少した主な理由は、営業外費用が支払利息の減少により約1600万円減少したものの、営業外収益の他会計負担金で約6300万円、長期前受金戻入で約2400万円それぞれ減少し、営業外利益が約7200万円減少したことによるものでございます。

次の11ページが剰余金計算書でございます。

まず、資本金は、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高が前年度末残高と同額となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、資本金同様に、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、当年度末残高は前年度末残高と同額となっております。

次に、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行った前年度末の未処分利益剰余金9億2625万6320円のうち4億7603万8982円につきまして減債積立金に積立てを行った後に取崩しを行い、それに当年度純利益である3億9887万7226円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は8億7491万6208円となっております。

次の12ページは剰余金処分計算書でございます。

表の右上、未処分利益剰余金8億7491万6208円は、本議案の議決をいただきまして、3億9887万7226円を減債積立金に積み立て、残りの4億7603万8982円を資本金への組入れを行う予定でございます。

13ページから15ページまでは、貸借対照表でございます。

この表は、令和2年度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と負債資本の合計が一致することからバランスシートとも言われ、実際、14ページの右上の資産合計の二重下線、500億4205万6438円と15ページの右下の負債・資本合計の二重下線の金額は一致いたしております。

次に、飛びまして、35ページをお願いいたします。附属明細書でございます。

おめくりいただきまして、37ページは、キャッシュフロー計算書でございます。この計算書は、一事業年度の資金収支の状況を3つの活動区分、業務活動、投資活動、財務活動ごとに表示した報告書でございます。公営企業会計は発生主義によるため、収益・費用を認識する時期と現金の収入・支出が発生する時期とに差異が生じることになりますが、キャッシュフロー計算書により、現金の収入・支出に関する情報を得ることが可能となるものでございます。

おめくりいただきまして、38ページから44ページまでは、収益・費用明細書でございますが、先ほど資料で説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

次の45ページから46ページまでは、固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産につきまして、資産の種類ごとに、年度当初現在高、当期の増加額・減少額、当期末現在高、減価償却累計額及び当期末償却未済高について記載いたしております。

次の47ページから54ページまでは企業債明細書でございます。借入れ先ごとに発行総額、償還額、利率、償還終期などについて記載いたしております。

最後になりますが、55ページから57ページをお願いいたします。

注記としまして、重要な会計方針に係る事項であります固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法及び消費税等の会計処理並びに貸借対照表に関する注記、その他注記について、それぞれ記載いたしております。

下水道事業につきましては、今後とも経費の縮減及び収入の確保などを図るとともに、汚水適正処理構想及び下水道事業経営戦略に基づきまして計画的、効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に努めてまいります。

以上で、議案第107号・令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

なお、初めての方もいらっしゃるからお伝え申し上げます。質疑内容につきましては、提示がありました資料に基づいて行っていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

○委員（山本幸廣君） A3のこの資料、決算書ですね、先ほど説明がありました令和2年度の収益的収支から資本的収支等々の下段のほうに目を通していただければ。一番下段のほうです。

年度内に完了できず、次年度に繰り越したという文字があります。次年度に繰り越したその内容と、詳細ではいけませんので、はっきり言って、内容等、具体的に御説明いただければなと思います。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 繰越しにつきましては、先ほど奥村課長のほうが説明したとおり、関係機関の協議で不測の日数を要したということとですね、国の第3次補正があった分で、総額として13億8200万円ほど繰越しをしております。そのうちですね、3次補正が6億5300万円、補正で来ておりま

して、合わせて13億8200万円ということで、この繰越しにつきましては、今月現在でいきますと、発注している工事と、今、入札待ちということで、令和2年度の当初の繰越し分については100%契約が終わっていると。

3次補正の分、6億5300万円につきましては、約95%ほど契約をしているところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 繰越しについては、順調にいったんということ御理解してよろしいですか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） はい、そうです。

○委員（山本幸廣君） 要望ですけども、先ほど土木費の審査をしましたが、やはり下水道も、受入れ業者がほとんど変わらないような状況でありますので、どうしても指名業者を組まなきゃいけないという状況になるわけですね。

そこら辺りについては、もしさっき（聴取不能）土木のように不調があったり、不落があったりですね、ないような状況で、お互いに、地元の業者ですから、ぜひとも建設業界、特に担当の下水道関係の専門的な業者というのをですね、きちっとした、業者の仕事量を含めてからですね、いろんな意見交換してからスムーズにいくように努力をしてください。よろしく願いしときます。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですね。（委員山本幸廣君「うん。意見でよか」と呼ぶ）ただいまの意見としてお捉えください。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） これも意見ですけどもですね、あんまり聞くことはしませんけども、意見で言いますけども、先ほど説明がありました122ページのですね、資料があったんですけども、収益及び費用の推移という5年間の別表の1があるんですよ。もうよろしいですよ、

意見ですからですね、聞きよってください。

この中で5年間を見てですね、収益を見た中で、やはり令和2年度まで、どんどんどんどんやっぱその収益が減っていくと。減つとるといふ数字ですね。それについて、費用についてはほとんど変わらないという状況であるものですから、この数字見たときにですね。

収益というのは、今回のエリア拡大をして、特に植柳新町の1丁目と麦島等も含めてですけども、事前的な説明というのはしておられると思います。事前的な説明の中で、特別な説明等々をですね、開いて、どうしてもはっきり言って、引込みをしていただいて利用していただく。使用料がどうしてもですね、使用料がやっぱ伸びような、どういうふうに説明を、単なる1回じゃなくしてから、利用される方々がですね、納得できるところまでですね、いろんなペーパーであろうが、いろんな資料と、そしてまた、担当部が指導していただく。そういうことを重ね重ねでいって、私はその使用料を増額していくというふうに思うんですね。

整備をするときに一番大事なんですね。整備のときの後に、どんなにですね、利用していただきたいと、使用していただきたいというのはですね、困難になるものですから。経験上ですね。よろしければ事前に、着工のときには再三担当の方々が、下水道としての、下水関連の下水道工事の、下水道に理解をしていただいて、100%ですね、利用していただくように、そういうお願いをしたらどうですかということの意見ですので、よろしく願いしときます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 個人的にもちょっと思っているところなんですけど、下水道工事が計画的にですね、ずっとこうされてるって、下水道化率というかですね、非常にこう、だんだん進んでいくと思いますけど、やっぱり個人の負担というのがですね、やっぱり大きいなと。つなぎ

込み終わった後ですね、負担が大きいなというのを聞いたことあります。

それで、工事が終わったところでですね、つなぎ込みの普及率といいますか、つなぎ込み率といいますか、どのぐらいが、おおよそですけど、地域によっては違うと思うんですが、どのぐらいの家庭がつなぎ込んでいるのかなと。何かそういう、大体分かる資料とかありますか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） まずもってですね、供用開始の人口というのが、各毎年度の年度末、3月31日で数字を出してまして、令和3年3月1日現在の供用人口が5万9894人ございまして、それに接続されている人口が5万1446人ということで、水洗化率としては85.9%の方が接続されていると。（委員木村博幸君「先ほどの水洗化率は、つなぎ込んで終了したということですか」と呼ぶ）（理事兼下水道建設課長涌田直美君「そうそうそう、そうです」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 木村委員、挙手してください。

○委員（木村博幸君） 水洗化率85.9%、先ほど言われたところですね。まだ、つなぎ込みが終わってないところの家庭から聞いたところでは、もう少し市の補助は少し上げれんとだろろうとか、もう少し、最近もう、つなぎ込みは数年前に終わっているけど、やっぱり豪雨災害の後、工事業者が少し手配がつかないとか、料金が上がったのではないとか、何か少しそういったところでつなぎ込みをしにくい状況があるんじゃないかなと。

全員聞いたわけじゃないですけど、一部、本当一部の声なんですけど、そういった声があって、そういうところの補助を増やすようなことがあれば、つなぎ込みが100%に向かって少しこう行くのかちょっと分かりませんが、これは私の個人的な意見ですけど、そういったところも、やっぱり少し予算を増やしたりというところ

ろも地域によっては必要なのかなど。やっぱり玄関先まで来ているところと、どうもつなぎ込みが遠い、遠いといいますかですね、距離があるようなところと、いろいろ地域によって差があるのかなとちょっと思ったところです。

そういったところには補助が少し増えていくような予算も検討していただければ、この水洗化率が少し増えていくのに近づくのかなと思ったところです。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 答弁は要りませんか。（委員木村博幸君「はい」と呼ぶ）意見としてお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） これも私も意見で、委員長、意見ですので。

○委員長（上村哲三君） もう質疑がないようですから、意見でどうぞ。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます、委員長には。

要は、監査委員の総評というか、指摘等もあっておるわけですね。監査の意見の中でですね。ぜひともこの意見は大事にしていきたいと思うんですよね。

具体的に監査委員がこういうことしなさいよということじゃなくしてからですね、意見としては、どうしてもその収支の不足が出てくると。不足が出てくると。そういう状況の中では、一般会計からの繰入れに頼っておかなきゃいけないような状況です、うちの事業、この事業というのはですね。となれば、市民のやっぱり税金の中で事業運営をしているという、これはもう過言ではないわけですね。

だから、じゃあ、どうしたらいいのか。いわゆる経費の削減をする。さらには、やっぱり事業の見直しをしたり等々して収益を上げるのは、今、木村委員が言われたようにですね、やっぱり連結すつときに、どのような、はっきり言っ

てから100%連結させていただくか。

それとも、最終的にはこれはもう受益者負担の、これはもう原則であるわけですので、使用料を上げるかという、収入上げるためには。そういうのを上げるときには、やっぱりいろんな啓蒙していかないかん。そういうことをですね、含めて、監査委員の指摘というのはですね、あったと思うんですよ。ただ、監査委員としては、一般会計からの繰入れというのをしとるから、収支がきちっとなってますよというぐらいの中で、それについては努力しなさいよということと言われたと思うんですよ。

ぜひとも、努力をしている中でも、どうしても一般会計の繰入れを頼らなきゃいけない。この事業、下水道事業というこの会計上はですね。そういう中でも、私はやっぱりエリアを、事業を膨らめて事業をするときには、いかに節約をするか、節減をするかということに努力していただきたいなと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） 下水道に関係しては、水処理センターだったですかね。大分老朽化しているというふうに聞いておりますが、ここの施設整備が行われているようですが、今後、計画が何かございますか、老朽化に対するですね。

○理事兼下水道建設課長（浦田直美君） 老朽化した施設につきましては、ストックマネジメント計画を立てましてですね、老朽化した施設を年次的に改築をしていっているということで、水処理センターの汚泥処理施設関係、脱水機だとか、濃縮とか、消化槽とかいうのがあるんですけど、耐震上もたないとなったときには、その耐震を補強するほうがいいのか、新設したほうがいいのかというのを今、実際やってまして、耐震上アウトであれば新設するしということで、それもストックマネジメント計画の中で進めていくということで、老朽化した部分を交換といいますか、改築をすると。

処理量が増えてきたことによって増設する部分もありますので、それを見極めながら順次進めていってるといってございます。

○委員（前川祥子君） 老朽化することに対しては、緊急というところで対応は必ずしなければいけないというふうに思います。

ただ、増設というか、そのつないだ分、85%ですかね、ということは、もうかなり今後もつなぐことを前提にやっていくということですから、今後もそういう件数が増えていくだろうと予想する中で、やはりもっと老朽が進むんではないかということも危惧しますので、そうすると整備費がまたかかってくるだろうと。

市町村合併したことによって、広域になりましたけど、今後は、施設整備ということに関しては、八代市だけ関係せずですね、広域という観点の中でも考えていかれるんじゃないかなどは推察しますが、その点は何か計画というか、今の時点でお答えできることがあれば何かちょっとお答えしていただきたいと思います。

○理事兼下水道建設課長（浦田直美君） 今、県内をですね、幾つかのブロックに分けて、広域化、共同化ということで進めておまして、宇城・八代ブロックにつきましては、下水道の処理場だったりとか、農業集落排水の施設だったりとか、し尿とか浄化槽の施設というのをどうにか共同化できないかということで、今、会議をやってまして、まず、先行してですね、八代市の郡築にありますし尿の処理施設のほうも、下水道の処理場のところにもって集約をしたいということで、今、進めておまして、そういった形で、人口が減少する中でいかに使用料を徴収するかということですね、その辺を踏まえて、今、会議をやっているところでございます。

（委員前川祥子君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決することに決しました。

執行部は御退席をお願いします。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、委員長が言われた所管事務調査についてですね、今、コロナ禍の状況であるというのは、これはもう理解をしなきゃいけないと思うんですね。何かの工夫をしなきゃいけないと、委員会としては、と

いうのは、それは市民のためなんですよ。ということを考えれば、委員長の御判断をいただく中ですね、時期の機会があるときにはですね、やはり管内の調査等々も必要になってくるんじゃないかというふうに思いますので、委員長の手腕を、状況の手腕というのをひとつ期待をしておきます。

○委員長（上村哲三君） コロナが大分収束して、現在ですね、第5波の後はですね、収束している、陰りも見えますのでですね、議長、執行部と相談をしながらですね、管内調査のある程度の解禁というようなことも考えていきたいかなというふうに相談をしていきたいというふうに思っております。

委員会ごとに、ここで会議を開く委員会はですね、積極的に報告事項並びにいろんな諸問題の各部から上がってくる分ですね、報告事項の会議はですね、できる限りやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員（山本幸廣君） 今日、そこで特に、委員長。よろしかれば、今、新庁舎が、どんどん、はけて裸になってきよるわけですけども、これは市民の方々の税金で造った新庁舎ですので、我々建設のこの常任委員会というのはですね、しっかりとやっぱり見届けて、そしてまたいろいろ今回についてもですね、エリアについての使用料関係も出てきておりますので、条例化が出てきておりますので、我々がやっぱりいち早くその現状を知るのが委員会の役目じゃないかなと思いますので、何かのときには、コロナの収束等については、この委員会のメンバーで現地の調査等々もさせていただければなと、そのように思います。

○委員長（上村哲三君） はい、分かりました。ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 全く山本委員の意見に同感で、都市計画道路が非常に滞っていると思

うんですね。コロナと災害で、あっちに行っただけで。都市計画道路だけでもですね、管内視察すると、非常に西片西宮線とか、あっちの南部幹線、北部幹線も一緒ですけどね、いっぱい都市計画道路が、今、計画が遅くなっていると思います。よろしく願いしときます。

○委員長（上村哲三君） はい、分かりました。ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） 私も同感で、老朽化している施設整備、建設環境に関する施設においてではありますが、そういうところの調査というのもの、やはりコロナ禍というようなことではあります、そこも最大に注意しながら調査していただきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（木村博幸君） 先ほどから道路についていろいろお話もありましたが、それは予算はですね、それは市の予算だろうと思いますが、道路については県道、国道とありますので、やっぱり国と県と、その辺をうまく連携取って、八代市とつながるところの工事はですね、スムーズに早くしていただくと。県も多分忙しいとは思いますが、予算がないと、実は前回ちょっと寄って話したんですが、予算が何かもう組んでありますからということで、市はもう丸投げ、県に。そうじゃなくて、少し早めてやってくれることはできんかと言いましたが、県は県でやっぱり動くので、なかなかその辺の連携が思うように市の意向が届いてないところもあるみたいでした。

そういった意味ではですね、コロナ禍とはいえ、やっぱり工事業者、災害で忙しい県なんだろうけど、やっぱり生活の基盤道路は、やっぱり言われたように安全第一というところもありますので、そういう意味からもやっぱり国と県とですね、連携を取り合って予算化をやっていただきたい、予算じゃない、執行ですね、予算執行をずっとやっていただきたいなと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいまの御意見は十分拝聴しましたので、考慮して進めていきたいというふうに思っております。

それでは、次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時43分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年10月15日

建設環境委員会

委員長